

田辺労働基準監督署 通信

2018年 1・2月号



Contents

- ・和歌山県の産業別最低賃金が改正されました
- ・年末年始無災害運動
- ・労働災害の発生状況について（11月末集計）
- ・新年のあいさつ

添付 当署管内の労働災害発生状況（11月末速報値）
和歌山労働局 死亡災害発生状況（12月17日速報値）
緊急提言

○ 和歌山県の産業別最低賃金が改正されました！

和歌山県内の産業別最低賃金は、

- ・鉄鋼業 H29 12月30日 から 1時間 **895** 円
- ・百貨店・総合スーパー H29 12月30日 から 1時間 **810** 円

注：以下のものについては、産業別最低賃金の適用から除外され和歌山県最低賃金が適用されます。(1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者

なお、上記業種以外は和歌山県最低賃金 1時間 **777** 円
(H29 10月1日発効) が適用されます。

○ 年末年始無災害運動 H29.12.15~H30.1.15

年末年始は慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・始動等の作業が多くなるなど、通常とは違った非定常作業が多くなります。

また、年末年始の休日や納期等の影響による繁忙のため、日頃行っている確認作業が不十分になったり、怠ったりすることで、ミスや事故が生じる可能性が高くなる時期でもあります。

各事業場におかれましては、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底、保護具等の点検の実施、転倒等への注意、労働者の健康状態の確認などに勤めることが普段にも増して重要となります。

このような状況を踏まえ、本年度の年末年始無災害運動は、

「異常なし! ダブルチェックで念入りに、年末年始もゼロ災害」

を標語として展開されます。

皆様の職場におかれましても、特に非定常作業の安全対策と交通安全には気をつけて、安全で健康な年末を締めくくり、新たな年をスタートできるよう、年末年始無災害運動への取組をお願いいたします。

○ 労働災害の発生状況について（11月末集計）

平成29年は、第12次労働災害防止計画（平成25年～29年）の最終年となりますが、同計画は第11次労働災害防止計画の最終年（平成24年）から5年間かけて、平成29年には労働災害を15%以上減少させることを目標としてきました。

具体的には、和歌山労働局として平成29年の労働災害（休業4日以上）を1004人以下に減少させるというもので、昨年（平成28年）の労働災害1073人と比較すると前年比約6%以上の減少を目標としていたものです。

残念ながら11月末集計では、平成29年の労働災害は893人で、対前年同期比で+25人（+2.9%）の増加に転じており、第12次労働災害防止計画の目標達成は、たいへん厳しい状況となっております。

また、田辺労働基準監督署管内の労働災害については、11月末集計で169人で、対前年同期比で-1人となっております、昨年とほぼ同数で推移しております。

一方、死亡災害については、11月末集計で和歌山労働局全体で6人となっておりますが、そのうち3人（接客娯楽業、建設業、畜産業）が田辺労働基準監督署管内で発生しております。

12月に入ってから、12月17日現在までに和歌山労働局全体で更に2件の死亡災害が発生し、うち1件（製造業）は田辺労働基準監督署管内で発生してしまいました。

平成29年は、「STOP！！死亡災害2017和歌山」として、職場の安全総点検を呼びかける等の啓発活動を実施してきましたが、田辺労働基準監督署の管内においては、昨年の1件から4件（12月17日現在）に増加し、県内の死亡災害8件（12月17日現在）の半数が発生しているというたいへん残念な状況となっております。

別添の緊急提言のとおり、これ以上の死亡災害の発生を阻止するためにも年末年始無災害運動の機会等をとらえて、再度の安全総点検と高い安全意識を維持するための継続的な活動をお願いいたします。

○ 新年のあいさつ

新年明けましておめでとうございます。

平成の時代は、来年31年4月30日に幕を閉じることが決まっておりますが、来年は新元号の元年としての印象が強い年になると思いますので、今年はまだに時代が移り変わろうとしている節目の年であると思います。

皆様御存じのように「一億総活躍社会の実現」と「働き方改革の推進」は国全体として取り組む大きな計画であります。紀南の地域経済にとっても仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を重視した魅力ある雇用・職場環境を実現していくことは、地域や企業の将来を担う若い人材の定着に向けて大きなアピールになるものと考えます。貴重な人材を確保するために都市部の企業に負けない魅力ある職場環境とは何かと考えますと、効率的な働き方によって生産性を向上させ、可能な限り長時間労働を抑制していくことは、今後避けて通れない流れであると思います。

また、労働災害につきましては全体として顕著な減少傾向は見られなくなり、死亡災害は逆に大きく増加していることから、安全活動が形骸化することがないように、継続的かつ効果的な手法を工夫して取り組むことが必要であると考えます。

当署としては、これらの課題に職員一同精一杯取り組む所存でありますので、皆様方におれまして、引き続き当署の業務運営に御協力賜りますようお願い申し上げます。

皆様方の益々の御発展と御清祥を心より祈念いたしまして新年の御挨拶とさせていただきます。

平成三十年 元旦

田辺労働基準監督署長

田辺労働基準監督署

〒646-8511

田辺市明洋二丁目24番1号

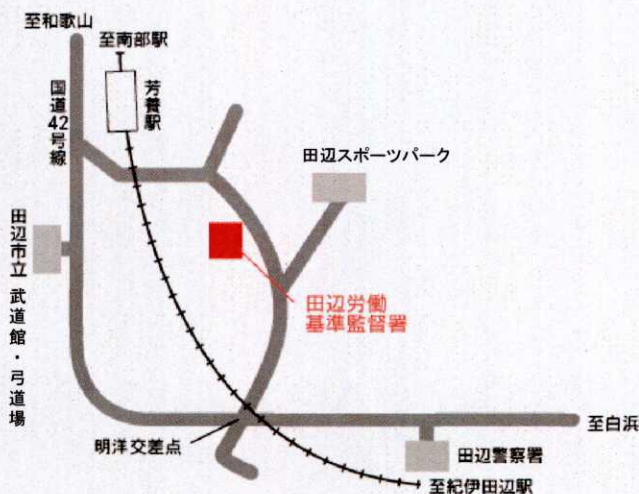
TEL : 0739-22-4694

FAX : 0739-22-3342

管轄：田辺市、西牟婁郡、
日高郡のうち みなべ町

窓口 AM8:30~PM5:15

(休日 土日祝祭日、年末年始)



田辺労働基準監督署 通信

2018年 3・4月号



Contents

- 管内の労働災害発生状況について（速報）
- もうすぐ「無期転換ルール」がはじまります。
- 36協定のない残業は法違反です。

添付 管内の労働災害発生状況（速報版）
36協定のない残業は法違反です。
平成30年度 技能講習・特別教育等実施計画表

○ 管内の労働災害発生状況について（速報）

田辺労働基準監督署管内では、平成29年の1年間において、1月末集計の速報値ではありますが、休業4日以上労働災害が199件発生しています（労働者死傷病報告による）。例年4月当初に確定値となりますが、労働者死傷病報告の提出状況によって、速報値から若干増加することも想定されます。

速報値で既に平成28年の確定値である196件を3件超えていますので、平成27年の173件から比較して、28年、29年と2年連続で増加する残念な結果となってしまいました。

災害件数が多かった業種は、以下のとおりです。

建設業（27件、前年比－9）、食料品製造業（24件、前年比－1）、
林業（24件、前年比－4）、社会福祉施設（20件、前年比＋9）、
農業（17件、前年比＋1）、旅館業（14件、前年比＋7）

地場産業を背景として従来から災害が多く発生していた食料品製造業、農業、林業などにおいては、災害の減少が鈍化し高止まりの状態となっていることに加えて、社会福祉施設や旅館業などの三次産業で災害が増加する傾向が見られます。

特に社会福祉施設は、安全管理体制が十分とは言えない新規参入の事業場も多いことから、前年の11件から20件に大幅に増加しています。

和歌山県全体の件数でも1月末速報値で1078件となっており、平成28年の確定値1073件を既に超えていますので、前年からの増加が確定している状況です。

和歌山労働局では、平成24年の労働災害発生件数1182件から5か年計画で平成29年の件数を15%以上減少させることを目標として、第12次労働災害防止計画に取り組んできましたが、1月末速報値での平成29年の件数は、平成24年と比べて9%弱の減少にとどまる結果となってしまいました。

今後は、災害の減少が鈍化や増加に転じた要因を分析し、特に災害が増加している重点業種への対策を再検討した上で、次の5か年計画（第13次労働災害防止計画）の目標を立てていく予定としています。

また、死亡災害については、和歌山県全体では1月末速報値で昨年9件発生しており、前年平成28年の14件から大きく減少していますが、田

辺労働基準監督署の管内では（９件中）４件もの死亡災害が発生する残念な結果となってしまいました。４件の死亡災害の業種は、接客娯楽業、畜産業、建設業、製造業で、特に関連性は認められませんが、田辺労働基準監督署では来年度に向けて、死亡災害の撲滅を最重点の行政課題として、重点業種を中心にパトロールや啓発活動等に取り組んでいきます。

○ もうすぐ「無期転換ルール」がはじまります

「無期転換ルール」については、何度かお知らせしてきましたが、平成25年4月1日の法施行以降に開始する有期労働契約が対象となることから、施行後5年が経過する平成30年4月以降に、有期契約を反復更新してきた労働者には、無期労働契約への転換を申し込む権利「無期転換申込権」が発生してきます。

無期転換ルールとは、平成24年8月に成立した「改正労働契約法」（平成25年4月1日施行）により、有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合は、労働者からの申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されるものです。

無期転換申込権が発生する条件は、次のとおりです。

- 1 有期労働契約の通算期間が5年を超えていること
- 2 契約の更新回数が1回以上あること
- 3 現時点で同一の使用urerとの間で契約していること

無期転換ルールを正しく理解して、該当労働者からの申し込みがあった場合の対応について、就業規則の整備等の準備をお願いします。

下記のポータルサイトでは、制度の概要や厚生労働省の支援策、企業事例、参考となるモデル就業規則などを掲載しています。

<http://muki.mhlw.go.jp/>

○ 36協定のない残業は法違反です

ご存じのことと思いますが、労働基準法で決められた労働時間は、休憩時間を除いて1日8時間、1週40時間が原則です。

それを超えて労働者に時間外労働を行わせる場合には、事業場ごとに（会社単位ではありません）、その事業場の労働者代表と労使協定によって時

労使協定には有効期間がありますので、有効期間が経過すると無効となります。時間外労働の管理を年度にあわせた1年間で行っている事業場が多いと思いますので、3月末までの有効期間となっている場合は、有効期間が終了する前に、各事業場における繁忙の状況等を十分検討していただき、引き続き労働者に時間外労働を行わせることが予想されるのであれば、次の期間の労使協定を締結して、労働基準監督署へ届出を行っていただきますようお願いいたします。（同封のリーフレットも御覧下さい）

今年度もあとわずかとなりました。

次年度に向けて職員の異動もありますが、労働者の安全と健康の確保、働き方改革の推進等の行政課題に取り組むことで、魅力ある職場環境の実現、紀南地域の発展に貢献していきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いします。

T646-8511

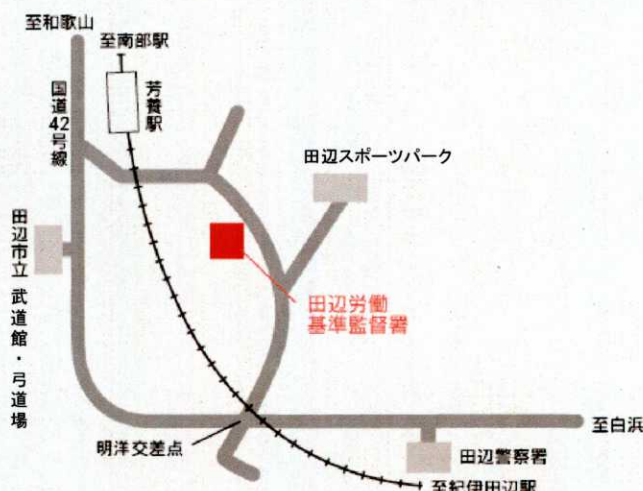
TEL : 0739-22-4694

FAX : 0739-22-3342

管轄：田辺市、西牟婁郡、
日高郡のうち みなべ町

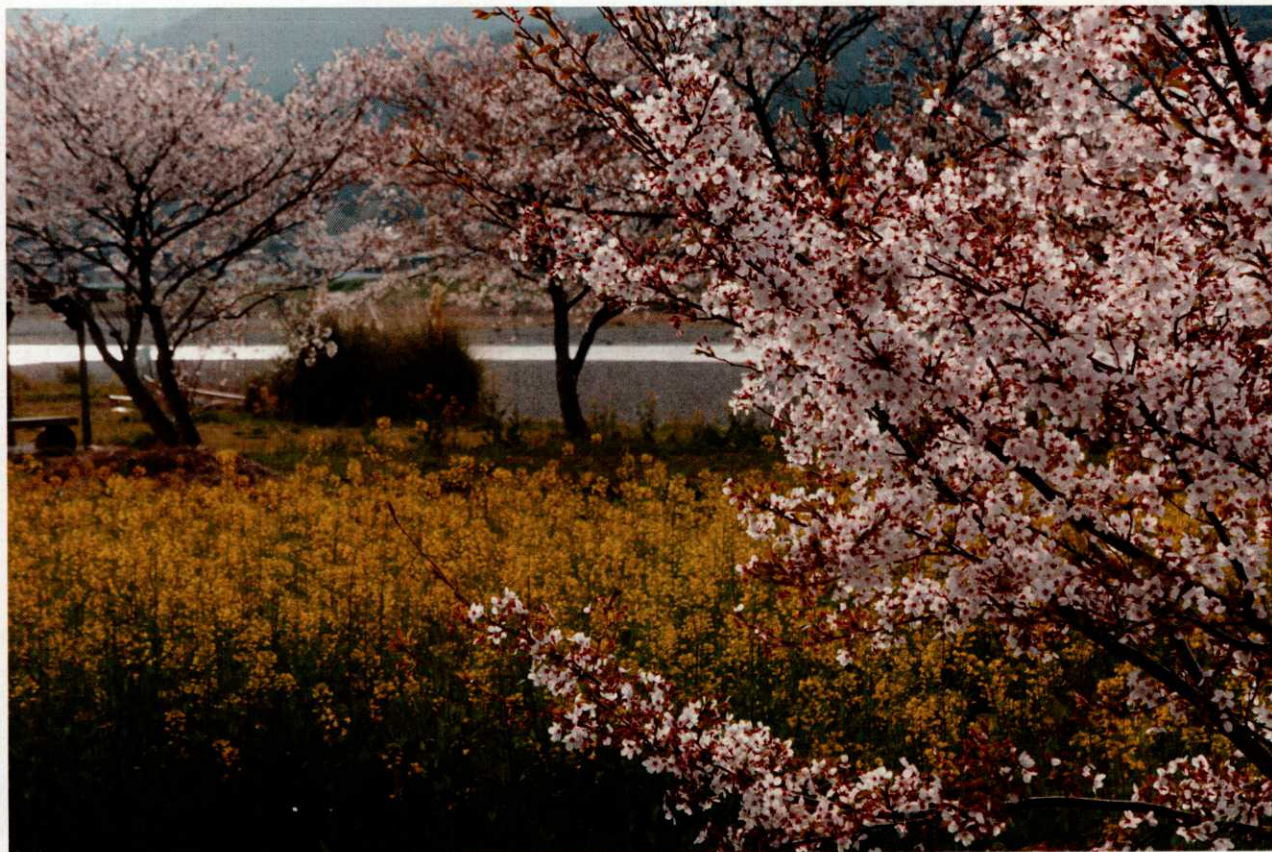
窓口 AM8:30~PM5:15

(休日 土日祝祭日、年末年始)



田辺労働基準監督署 通信

2018年 5・6月号



(上富田町市ノ瀬)

Contents

- 平成30年度、和歌山労働局のとりくみについて
- 労働災害発生状況について（平成29年確定値）
- 第12次労働災害防止計画の結果と第13次計画について
- STOP！熱中症 クールワークキャンペーンについて

添付 管内の労働災害発生状況（平成29年確定版）

第13次労働災害防止計画

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

平成30年度 安全講習会

時間外労働等改善助成金のご案内

（助成金のお問い合わせは、和歌山労働局 雇用環境・均等室 073-488-1170）

○ 平成30年度、和歌山労働局のとりくみについて

少子高齢化と若者の県外流出によって人口が減少し、働き手が減っている中で、若者を惹きつけ、女性の活躍が一層促進されるような、仕事と生活の調和がとれた魅力ある雇用・職場環境を実現し、地域や企業を担う人材を一人でも多く確保・定着させていくことが県内の労働行政にとって最も重要な課題であります。

平成30年度において和歌山労働局と各労働基準監督署では、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」の趣旨に基づき、ガイドライン等の周知に取り組み、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等によって、ワーク・ライフ・バランスの実現を図り、これまでの働き方・休み方を見直し、効率的な働き方を進めてまいります。

特に、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、適正な労働時間管理及び健康管理等に係る指導について重点的に取り組んでまいります。

次に、前年と比較して労働災害が増加していることから、以下の重点業種、重点事項に対する取り組みを強化してまいります。

【建設業】コンクリート構造物の解体現場等における崩壊・倒壊の防止

【農業】果実収穫作業における墜落・転落の防止

【林業】木材伐出機械等に係る安全対策の徹底

【小売業】「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の展開

その他、転倒災害防止対策及び交通労働災害防止対策を全業種を対象に展開してまいります。

また、労災保険請求に対しては、迅速・適正な処理に努めてまいります。

更に労働保険制度の円滑な運営のために、保険料の適正な申告・納付について制度の理解に係る周知・広報に努めてまいります。

○ 労働災害発生状況について（平成29年確定値）

平成29年の労働災害の発生状況が確定いたしました。

和歌山県全体では、休業4日以上之死傷者数は1,116人で、前年の1,073人と比較して43人（4.0%）増加し、死亡者数については9人で、前年の14人と比較して5人の減少となっております。

次に、田辺労働基準監督署管内の状況を申しますと、休業4日以上之死傷者数は205人で、平成28年の196人と比較して9人の増加となり、更に平成27年の173人から比較しますと2年連続の増加となっております。

ます。

前年から災害が増加している主な業種は、木材・木製品製造業1人→7人(+6人)、社会福祉施設12人→20人(+8人)、旅館業8人→14人(+6人)などとなっております。

従来からの災害多発業種については、食料品製造業25人→25人(±0人)、建設業36人→28人(-8人)、林業28人→25人(-3人)など、やや減少に転じている一方で、社会福祉施設などの第三次産業の一部で増加傾向が見られる状況です。

また、管内の死亡災害については、県全体9件のうち4件もの多数の災害が発生する残念な状況となっております。

田辺労働基準監督署においては、このような災害発生状況を踏まえて、特に災害が増加している業種に重点をおいて監督指導、パトロール、集団指導等を実施することにより、転倒災害や墜落災害の防止、機械災害防止対策の徹底、リスクアセスメント(危険性又は有害性等の調査等)の導入等に取り組んでまいります。

○ 第12次労働災害防止計画の結果と第13次計画について

和歌山労働局においては、第12次労働災害防止計画を策定し、県内の労働災害による休業4日以上死傷者数を平成24年から平成29年の5年間で15%以上減少させることを目標として取り組んでまいりました。

具体的には、平成24年の死傷者数1,182人から平成29年には、15%以上減少させて、1,005人(-177人)以下とすることを目標としてきましたが、先日確定しました平成29年の労働災害による休業4日以上死傷者数は、1,116人となり、平成24年と比較して-66人、率にして-5.6%の減少にとどまる結果となりました。

第三次産業を中心に災害の減少傾向が鈍化し、全産業的に就労人口の高齢化の影響が見られる状況等を踏まえて、和歌山労働局では、平成30年からの5年間の期間とする第13次労働災害防止計画を新たに策定し、取り組みを強化することとしています。

第13次計画の5年間の主な目標としましては、第12次計画(平成25年から29年)の5年間で発生した労働災害(休業4日以上死傷災害5,581人、死亡災害52人)と比較して、

- ① 死亡災害を15%以上減少させる。
- ② 死傷災害(休業4日以上)を10%以上減少させる。
- ③ 就労人口が増加傾向にある小売業、社会福祉施設、飲食店については、平成29年の死傷者数(小売業87人、社会福祉施設114人、飲食店25人)よりも減少させる。

となっております。

また、上記以外の目標については、

- ① ストレスチェックの実施率を90%以上とする。
- ② 腰痛の発生件数を第12次計画の期間と比較して、10%以上減少させる。

③ 熱中症の発生件数を第1 2次計画の期間と比較して、10%以上減少させる。
となっております。

○ STOP！熱中症 クールワークキャンペーンについて

職場における熱中症予防対策については、昨年から「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」として実施し、各災害防止団体と連携して取り組んでいるところです。

昨年の職場における熱中症の死者数は、全国で7月に10人（うち和歌山県で2人）、8月に6人で、毎年10人以上にのぼっています。

死亡災害の発生状況からは、WBGT値（暑さ指数）計を事業場で準備していなかったために作業環境の把握や熱中症への対策がとれていなかった事例や、熱中症になった作業者の発見が遅れたり、症状の判断から救急搬送への対応が遅れた事例が見られ、引き続き職場における熱中症対策の周知徹底を図ることが必要な状況であります。

平成30年のキャンペーンは、4月を準備期間として、5月1日から9月30日までを本期間、7月を重点取組期間として実施いたします。

各期間における実施事項は別添資料のとおりですので、それぞれの職場での作業環境の把握と、それに対応した熱中症対策の準備をよろしくお願いいたします。

○ 平成30年度 安全講習会のご案内

平成30年6月8日（金）13時30分から、県立情報交流センタービッグ・ユーにて今年度の安全講習会を開催いたします。

皆様多数ご参加下さいますようお願いいたします。（詳細別添のとおり）

田辺労働基準監督署

〒646-8511

田辺市明洋二丁目24番1号

TEL：0739-22-4694

FAX：0739-22-3342

管轄：田辺市、西牟婁郡、

日高郡のうち みなべ町

窓口 AM8:30～PM5:15

（休日 土日祝祭日、年末年始）



田辺労働基準監督署 通信

2018年 7・8月号



Contents

- ・全国安全週間（7月1日～7日）の実施
- ・和歌山労働局長奨励賞を受賞
- ・仕事休もっ化計画
- ・高校生等を雇用する場合の注意点
- ・労働保険の年度更新は、7月10日までです。

添付

- ・全国安全週間
- ・労働災害発生状況
- ・「和歌山県働き方改革推進支援センター」のご案内
- ・仕事休もっ化計画
- ・長時間労働削減に向けて

○ 全国安全週間（7月1日～7日）の実施

今年で91回目を迎えた全国安全週間のスローガンは、

**新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理
惜しまぬ努力で築くゼロ災**

となっております。

平成29年の労働災害（全国）については、死亡災害、死傷災害（休業4日以上）の発生件数はともに前年を上回り、それぞれ978人（5.4%増）、120,460人（2.2%増）で、特に死傷災害は2年で増加となりました。和歌山県内においても、死亡災害は9人で前年から5人減少しましたが、死傷災害（休業4日以上）は1,116人で前年から43人（4%）の増加に転じました。

長期的に減少を続けてきた労働災害の発生件数ですが、運送業や第三次産業の一部の業種において災害が増加していること等が原因で、全国においても、和歌山県内においても、年によって増減を繰り返し、ほぼ横ばいの状態となってきております。

こうした労働災害の減少が停滞している状況を踏まえて、従来からの安全管理、安全活動に加えて、「新たな視点」「創意と工夫」の必要性を唱えたスローガンとなっております。

安全管理は、状況の変化に対応した、より効率的で実効性のある方法となるように、また、安全活動は、形式化して惰性で行うことがないように、常に「新たな視点」「創意と工夫」をもって「惜しまぬ努力」を続けていくことが大事であります。

全国安全週間を機会として、皆様の職場におかれましても取組をよろしくお願いいたします。

○ 和歌山労働局長表彰奨励賞を受賞

田辺労働基準監督署の管内で建設工事を行っておられた

株式会社ノバック大阪支店（熊野地区流路工他工事）様

が、安全衛生に関する水準が良好で、改善のための取組が他の模範であると認められることから、和歌山労働局長表彰奨励賞を受賞されました。

同工事は、平成23年台風12号による災害復旧工事として砂防設備と地すべり対策等の工事であり、降雨に伴う土砂崩壊等の二次災害の危険が伴う中で、平成27年9月3日から平成29年12月20日までの全工期において無災害を達成し、その充実した安全衛生活動は、地元の協力業者らの安全衛生意識の高揚を促し、安全衛生水準の向上に寄与したとして高く評価されたものです。

○ 仕事休もっ化計画

年次有給休暇の取得は、家族と触れ合う時間、趣味、旅行などに利用する時間を確保できるなど、心身のリフレッシュを行うための非常によい機会であり、労働意欲の維持を図るために大きな意義があるものです。

また、年次有給休暇は、6か月間継続勤務し全労働日の8割以上出勤した労働者に対して10日与えなければならない労働基準法上の義務ですが、上司等の周囲の雰囲気や現実に出勤せざるを得ない実態等から多くの労働者が、取得に何らかのためらいを感じている状況にあります。

まず、事業主が率先して取得促進の方針、目標を示すことで、職場全体で意識を共有し、次に取得促進に向けて具体的な業務の改善や体制の整備に取り組むことが重要であります。

労働者が希望する時季に全て取得するのが理想ですが、それが困難であれば、付与日数から5日を除いた残りの日数については、労使協定を経て事業主が計画的に割り振る「計画的付与制度」の利用についてもご検討をお願いします。

土日・祝日に年次有給休暇を組み合わせる連続休暇とする方法等、労使が協力して、計画的な取得促進に向けた取組をよろしくお願いします。

○ 高校生等を雇用する場合の注意点

夏休みの期間にアルバイトとして高校生等を雇用する場合には、年齢によって法律の適用が変わりますので必ず年齢確認が必要です。

まず、中学生以下（満15歳に達した日以後の最初の3月31日まで）の児童の就労は、監督署の許可を得た場合を除いて原則禁止です。

次に満15歳以上満18歳未満の者は労働基準法上は「年少者」として、雇用するには以下の点に注意が必要です。

①年少者の証明書

事業場に年齢を証明する書面（「住民票記載事項証明書」でよい）を備え付けなければなりません。

②労働時間に係る禁止

変形労働時間制の適用、時間外労働、休日労働、深夜労働（22時から翌5時まで）は、原則禁止となります。

③危険有害業務の制限

重量物を取扱いの業務、5m以上の高所作業、有害物又は危険物を取り扱う業務などの作業や酒席に待する接客の業務などが制限又は禁止されています。

なお、満18歳以上の方は、労働基準法上の年少者としての適用は受けませんが、高校生等の学生を雇用する場合には、学校の規則や学業との両立等について十分に配慮をお願いします。

○ 労働保険の年度更新は、7月10日までです。

労働保険料（雇用保険と労災保険）は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間で計算され、その額は、全ての労働者（雇用保険は被保険者）に支払われた賃金の総額に、事業内容ごとに定められた保険料率を掛けて算定されます。

保険料は、当該年度の概算（見込み）で納付していただき、年度末の賃金額確定後に精算する方法を採用しております。

そのため、前年度の概算保険料を精算するための確定保険料と当該年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが必要となります。

これが労働保険の年度更新の手続きで、今年度は、

6月1日（金）から7月10日（火）まで

となっております。

各事業主様あてに「労働保険概算・確定保険料／石綿健康被害救済法一般拠出金申告書」の用紙を郵送しておりますので、期日までに年度更新の手続きをよろしくお願いします。

申告書の受付は、申告書に同封の「集合受付日程表」に記載されています集合受付会場にて行いますが、田辺労働基準監督署においても常時行っております。

ご不明な点がございましたら下記の連絡先にお問い合わせ下さい。

田辺労働基準監督署

〒646-8511

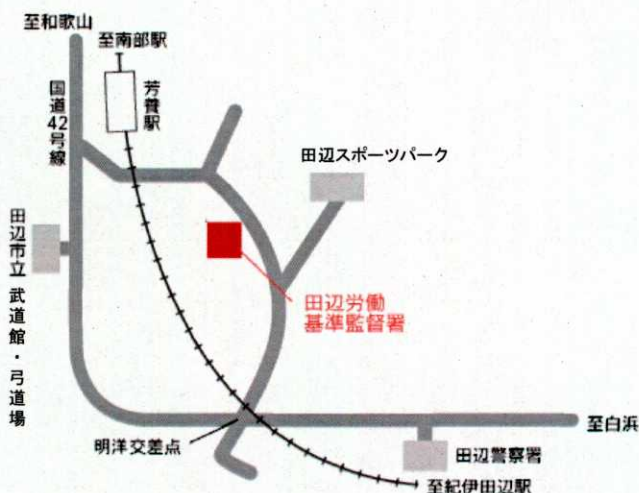
田辺市明洋二丁目24番1号

TEL：0739-22-4694

FAX：0739-22-3342

管轄：田辺市、西牟婁郡、
日高郡のうち みなべ町

（休日 土日祝祭日、年末年始）



田辺労働基準監督署 通信

2018年 9・10月号



Contents

- ・全国労働衛生週間
 - ・和歌山県最低賃金の改正について
 - ・働き方改革関連法の施行について
- 添付 第69回 全国労働衛生週間
「受動喫煙防止対策助成金」のご案内
管内の労働災害発生状況（7月末速報）
労働時間相談・支援コーナー
「働き方」が変わります！！

○ 全国労働衛生週間（１０月１日～７日）

準備期間９月１日～３０日

今年で６９回目を迎えた全国労働衛生週間のスローガンは、

こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革

となっております。

労働者の健康をめぐる状況についてみますと、過重労働等によって尊い命や健康が損なわれ、深刻な社会問題となっており、脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数についても、ここ数年は全国で年間７００件台で推移し、そのうち死亡又は自殺（未遂を含む）の件数は２００件前後となっております。

また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている一方で、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は５６．６％にとどまっており、労働者の約３割が、職場において仕事上の不安、悩み等を相談できる相手がいないと感じている状況です。

この他、一般健康診断における有所見率は５割を超えて、労働者の高齢化が進む中で、治療と仕事をいかに両立させていくかは、今後更に大きな社会問題となってくることが考えられる大きな問題であります。

このような状況を踏まえ、第１３次労働災害防止計画の初年度における取組として、労働者の健康確保対策については、「働き方改革」を踏まえて、過重労働対策、メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等について、それぞれの職場で考えていただく有意義な機会として、積極的な取組をお願いします。

○ 和歌山県最低賃金の改正について

和歌山県最低賃金審議会では、７月１０日に和歌山労働局長から和歌山県最低賃金の改正決定に係る諮問を受け、中央最低賃金審議会から示された目安（和歌山県の場合は２５円引上げ）を参考にしつつ、諸般の事情を総合的に勘案して慎重に調査審議を行った結果、８月３日付けで、現行の時間額７７７円から

２６円引上げて、時間額８０３円

とすることで結審し、即日和歌山労働局長に対して答申がなされました。

今後は、この答申に対する再審議や官報掲載等の手続を経て、最短であれば、

10月1日から

新しい最低賃金の発効が予定されています。

最低賃金は、3年続いて20円以上の引き上げとなりますが、現在の賃金額が改正後の最低賃金額を下回っている従業員がいる場合には、発効日までに賃金を引き上げることが必要となります。

なお、都道府県単位で定められた地域別最低賃金（和歌山県最低賃金）は、年齢、経験、パートやアルバイト等の立場に関係なく、原則として和歌山県内の事業場で働く全ての労働者に適用される基準です。

（障害のために労働能力が低い等の理由によって労働局長から減額特例の許可を受けた場合を除いて、原則として全ての労働者に適用されます。）

○ 働き方改革関連法の施行について

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が、平成30年7月6日付けで公布されました。

今後、関係する政省令等の成立によって、より具体的な事項が定められていきますが、現時点で特に影響が大きいと思われる法改正についてご説明させていただきます。

1 時間外労働の上限規制について

時間外労働については、労使協定（36協定）を締結する際に月45時間、年間360時間の限度時間の基準（大臣告知）がありますが、特別条項が適用される期間は法的な限度時間はありませんでした。

今回の法改正によって以下の事項が労働基準法に定められました。

- ① 時間外労働の限度時間は、原則月45時間、年間360時間（1年変形制の場合 月42時間、年間320時間）
- ② 臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合であっても
 - ・ 年720時間以内
 - ・ 原則である月45時間を超えることができるのは6か月まで
 - ・ 複数月平均80時間以内（休日労働含む）
 - ・ 月100時間未満（休日労働含む）

施行期日は、2019年（来年）4月1日（中小企業は2020年4月1日）からになります。

2 年5日間の年次有給休暇の取得の義務づけについて

年次有給休暇の取得は労働者自らの申出を原則としていますが、今回の労働基準法改正によって、年10日以上（※）の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対して、労働者の希望を踏まえて、毎年5日、時期を指定して年次有給休暇を与えることが使用者に義務づけられます。

施行期日は、2019年（来年）4月1日からになります。

- 3 月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の引上げについて
月60時間を超える時間外労働を行わせた場合には、通常の労働時間の5割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない条項について、中小企業は適用が猶予されていましたが、この猶予措置がなくなります。

施行期日は、2023年4月1日からで、少し先ですが、月60時間を超えるような長時間労働は、可能な限り抑制する方向で準備をお願いいたします。

田辺労働基準監督署では、「働き方改革」への取組を支援するため、労働時間相談・支援コーナーを設けて、担当者が相談や個別訪問の対応を行っております。

詳しくは、別添のリーフレットをご参照の上、お気軽にお問い合わせ下さい。

田辺労働基準監督署

〒646-8511

田辺市明洋二丁目24番1号

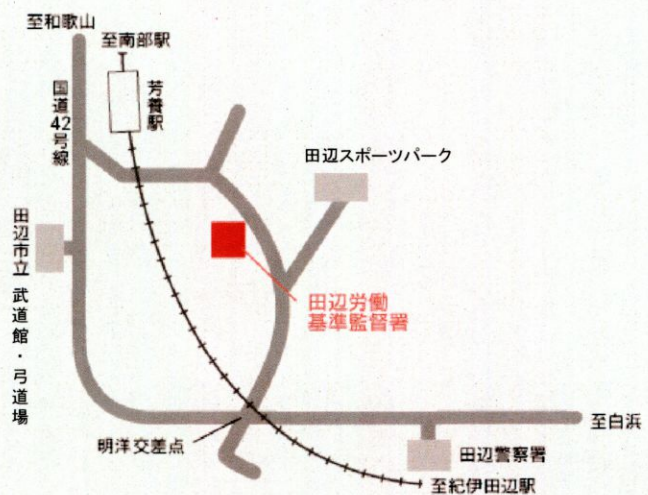
TEL : 0739-22-4694

FAX : 0739-22-3342

管轄：田辺市、西牟婁郡、
日高郡のうち みなべ町

窓口 AM8:30~PM5:15

(休日 土日祝祭日、年末年始)



田辺労働基準監督署 通信

2018年 11・12月号



Contents

- ・ 11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です！
- ・ 働き方改革関連法の施行に関する動きについて
- ・ 労働災害の発生状況について

添付資料 平成30年労働災害発生状況（9月末速報）
平成30年度 労務・衛生講習会のご案内
STOP過労死 過重労働解消キャンペーン
和歌山県最低賃金803円

○ 11月は「**過重労働解消キャンペーン**」期間です！

トップが決意をもって、長時間労働の削減に向けて取組を推進しましょう。

平成26年11月に施行されました「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。

このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の要因の一つである長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知、啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を毎年実施しています。

長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす大きな要因となり、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、脳・心臓疾患の発症との関連性が強くなります。

この機会に、過重労働による健康障害等を防止するため、労働時間を適正に把握し、以下の取組をお願いします。

1 時間外・休日労働を削減しましょう。

36協定（時間外労働・休日労働に関する労使協定）で定める延長時間は、限度基準に適合したものとする必要があります。

また、特別条項付きの協定によって、月45時間を超える時間外労働を行う場合は、対象労働者の健康面も考慮して、より厳格に管理して、時間外・休日労働の削減に努めて下さい。

2 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりや計画的付与制度の活用などによって年次有給休暇の取得促進を図りましょう。

また、労働基準法の改正によって、年間5日間の年次有給休暇の取得が事業場に義務づけられますので留意して下さい。

（2019年4月1日施行）

3 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

一定の長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者については、時間数等に応じて、以下のとおり、医師による面接指導を実施する義務、あるいは面接指導に準じた努力義務が課せられます。

① 面接指導の実施義務

時間外・休日労働時間が月100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者が申し出た場合。

② 面接指導あるいはそれに準じた措置の努力義務

時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えてお

り、疲労の蓄積が認められ、または健康上の不安を感じている者が申し出た場合。

または、事業場で定めた基準に該当する場合。

○ 働き方改革関連法の施行に関する動きについて

働き方改革関連法につきましては、何度かお知らせしていますが、施行に当たって、新たに以下の事項について取扱いが決まりましたので説明させていただきます。

1 時間外労働の上限規制に係る経過措置について

時間外労働の上限として原則月45時間、年間360時間（3か月を超える1年単位の変形労働時間制の場合は月42時間、年間320時間）等を定めた労働基準法の改正について、施行は2019年4月1日（中小企業は2020年4月1日）からとなっています。

時間外労働に関する労使協定（36協定）は、対象期間が1年間となることから、労使協定（36協定）の対象期間と改正法の適用の時期について疑問がありましたが、2019年4月1日（中小企業については2020年4月1日）以後の期間のみを定めている労使協定（36協定）から適用する経過措置が示されました。

2 年5日間の年次有給休暇の取得の義務づけについて

年10日以上年次有給休暇が付与される全ての労働者に対して、労働者の希望も踏まえて、毎年5日、時期を指定して与えることが使用者に義務づけられました。

2019年4月1日の施行後、どのように区切った1年間に与える義務があるのか疑問がありましたが、施行後に年次有給休暇が発生する基準日から1年以内に5日を与えることが示されました。

今後も働き方改革関連法の施行について新たな法解釈が示されましたら順次説明をさせていただきます。

○ 労働災害の発生状況について

和歌山労働局では、死亡災害の15%以上の減少、死傷災害（休業4日以上）の10%以上の減少を目標とします第13次労働災害防止計画（5か年計画）の初年として、労働災害防止に取り組んでいます。9月末時点で、死傷災害（休業4日以上）は、県内で708件（対前年同期比+42件、+6.3%）、死亡災害は3件（対前年同期比-3件）となっており、県全体としては死亡災害は減少していますが、死傷災害（休業4日以上）は大きく増加している状況です。

一方で田辺労働基準監督署の管内（田辺市、西牟婁郡、みなべ町）では、死傷災害（休業4日以上）は119件（対前年同期比-16件、-11.8%）で、大きく減少しています。業種別では、農林業が33件から23件で-10件、保健衛生業が14件から9件で-5件と減少し、三次産業も全体的に減少していますが、地場産業でもある食料品製造業は、14件から19件で+5件と増加している状況です。

また、田辺労働基準監督署管内の死亡事故は、今年に入って9月末までは発生していませんでしたが、10月に1件墜落による死亡事故が発生してしまいました。

8月から9月の台風被害に関連する作業で、屋根材を踏み抜いて墜落した災害ですが、同種の作業は今後も数多く生じてくるものと思いますので、踏み抜き等の墜落を防止する措置を十分に準備検討した上で行っていただきますようお願いします。

田辺労働基準監督署

〒646-8511

田辺市明洋二丁目24番1号

TEL：0739-22-4694

FAX：0739-22-3342

管轄：田辺市、西牟婁郡、
日高郡のうち みなべ町

窓口 AM8:30～PM5:15

（休日 土日祝祭日、年末年始）

